

那覇港台風及び津波災害防止要綱

那 覇 港 長
那 覇 港 管 理 組 合
那覇港台風及び津波対策委員会

1. 総則

- (1) 那覇港に影響を与える台風、津波及び急速に発達する低気圧等、異常気象の来襲が予想され、又はその来襲が確実と判断された場合であって、那覇港長（以下「港長」という。）から在泊船舶に対して港則法第39条第4項に基づく警戒体制（第一体制）、避難勧告（第二体制）、津波注意報による勧告（津波第一体制）及び津波警報による勧告（津波第二体制）（以下「体制」という。）の発出が行われたとき、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、各船舶は、2に定める要領により措置するものとする。

（注）船舶が避難勧告（第二体制）、津波注意報による勧告（津波第一体制）又は津波警報による勧告（津波第二体制）に応じない場合であって、当該船舶の港内在泊が港内の安全確保に著しく不都合であると港長が認めたときは、港則法第39条第3項の規定に基づく退去命令等が発出されることがある。

- (2) 那覇港が台風の影響圏外になると予想され、又は津波警報・注意報、海上暴風警報等が解除された場合であって、港長から在泊船舶に対して体制の解除が行われたときは、各船舶は、2に定める要領により措置するものとする。

なお、那覇港の管制区域（那覇水路）へ入港しようとする船舶は、3に定める要領により措置するものとする。

（注）港の入口付近において著しい混乱が生じ、又は生ずる恐れがある場合は、港則法第39条第3項の規定に基づく航行制限が行われることがある。

- (3) 体制の発出及び解除の周知は、4に定める要領により行うものとする。

- (4) 係留施設の管理者は、港長から体制の解除が発表された後、海上流出物の有無及び船舶の着岸、係留に関する支障の有無を確認し、支障があると認められた場合は、直ちに関係官庁、関係船舶等に連絡すること。

2. 体制の区分と船舶の措置

(1) 台風の場合

区 分	措 置
警戒体制（第一体制）の発出 風速 25m/s 以上の暴風が 48 時間以内に那覇港に到達すると予想される場合	在港各船舶及び警戒体制発出中に入港する船舶は、台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備、係留強化、連絡体制の確保等の避難準備を整えること。
避難勧告（第二体制）の発出 風速 25m/s 以上の暴風が 24 時間以内に那覇港に到達すると予想される場合	避難の対象船舶（※1）は、速やかに那覇港港域外（※2）に避難すること。 なお、全ての船舶は港内で錨泊しないこと。
体制の解除（※3） 那覇港は、台風の影響圏外となり、次第に平穏となるものと予想される場合	各船舶は、港長による体制の解除がなされたことを確認の後、避難準備を復旧し、又は入港する。

※1 避難の対象船舶は、総トン数 500 トン（総トン数の定めのない船舶については、全長 55 メートル）以上の船舶とする。

ただし、次に掲げる船舶を除く。

- (ア) 泊ふ頭岸壁（泊 8 号岸壁を除く）着岸中の船舶
- (イ) 航行区域が平水区域の船舶
- (ウ) 係留強化、必要に応じ船体を沈降させる等の安全な措置を講じることができる港長が認めた船舶

（係留場所は、浦添ふ頭地区内の船舶交通流上支障のない場所に限る）

※2 那覇港港域外とは、港則法に基づく那覇港の港域の外をいう。（海図上の港界線外）

※3 体制の解除における台風の影響圏外とは、那覇港が暴風域（風速 25m/s）圏外になり、かつ、平均風速 15m/s 以下になった状態とする。

なお、風速は気象庁発表の那覇空港（安次嶺）の風速値とする。

(2) 津波の場合

地震の発生に伴い、「大津波警報、津波警報」又は「津波注意報」（以下「津波警報等」という。）が気象庁から発表された場合、港長は下表の区分による体制を執るべきことを勧告するものとするが、港長による勧告の発出に際し、時間的に余裕がないことも考えられることから、船舶は地震の発生等があった際は、気象情報に留意し、情報入手に努めるとともに津波警報等が発

表された際には、港長からの体制等の勧告発出はなされたものとして、速やかに「津波に対する船舶対応要領一覧表（別表）」に定める船舶の用途、大きさに応じた所要の措置内容を参考に対応すること。

なお、避難に際しては、船舶は人命の安全を第一に考え、安全サイドに立った措置を行うものとし、必ずしも「津波に対する船舶対応要領一覧表（別表）」の措置内容に従う必要はなく、津波到達までに時間的余裕がある場合は、港外退避等を主眼に置いて措置し、また、津波到達までに時間的余裕がない場合は、まず、乗客・乗組員・作業員を陸上の安全な場所に避難させることを念頭に置き対応すること。

区 分	措 置
津波注意報による勧告（津波第一体制）の発出 気象庁により沖縄本島地方に津波注意報が発表された場合	在港船舶は、津波の来襲に備え「津波に対する船舶対応要領一覧表（別表）」に定める船舶の用途、大きさに応じた所要の措置を参考に対応すること。
津波警報による勧告（津波第二体制）の発出 気象庁により沖縄本島地方に津波警報（大津波警報を含む）が発表された場合	津波の高さ及び時間的余裕並びに船舶の用途、大きさ等に応じ「津波に対する船舶対応要領一覧表（別表）」に定める所要の措置を参考に対応すること。
体制の解除 津波警報等が解除された場合	各船舶は、港長による体制の解除がなされたことを確認の後、港外退避等の措置を復旧し、又は入港する。

（ア）対象船舶は、那覇港内における全ての船舶とする。

（イ）港外とは、那覇港港域外で、水深の深い（目安 200 メートル以上）広い海域とする。

（ウ）小型船とは、プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）とする。なお、小型船が通常陸揚げ固縛されるスロープや砂浜の傾斜地は津波が遡上する危険が高いため、陸揚げ場所には十分注意する。

（エ）気象庁からの津波予報を入手できない状況にあっても、強い地震（震度 4 程度以上）を感じた時は、一般的に、震源が近距離であることから津波が発生すると短時間で到達する恐れがあることを考慮する必要がある。また、弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れとして感じた時は、大きく断層が動いた「地

震津波、長周期地震」であり得ることから、津波来襲の恐れが高いことを考慮する必要がある。

(オ) 緊急避難に要する時間は、「避難準備に要する時間（機関用意、乗下船と荷役・作業中断の所要時間等）」と「安全な海域までの移動時間」に分かれ、各船舶は入港の都度、両者を把握しておくこと。

(カ) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報・津波注意報解除まで措置を継続すること。

(キ) 那覇水路における避難（出港）において、総トン数 500 トン（総トン数の定めのない船舶は全長 55 メートル）以上の出港船が競合する場合は、危険物積載船を優先するものとする。

(ク) 体制が解除された場合、漂流物及び港湾施設の被害等の安全確認をして航行すること。

(ケ) 港長は気象庁から津波注意報又は警報が発表された場合、区分のとりの体制とするよう勧告するが、時間的に余裕がないことも考えられることから、気象庁から大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された同時刻をもって区分に応じた体制の勧告を発出したものとみなす。

(3) 急速に発達する低気圧等の場合

区 分	措 置
避難勧告（第二体制）の発出（※1） 気象庁（台）により東シナ海南部に海上暴風警報（風速 24.5m/s 以上）が発表された場合	避難の対象船舶（※2）は、速やかに那覇港港域外（※3）に避難すること。 避難の対象船舶以外の在港各船舶は、気象情報に留意し、乗組員の待機、機関の準備、係留強化、連絡体制の確保等の避難準備を整えること。 なお、全ての船舶は港内で錨泊しないこと。
避難勧告（第二体制）の解除 海上暴風警報（風速 24.5m/s 以上）が解除された場合	各船舶は、港長による避難勧告（第二体制）が解除されたことを確認の後、避難準備を復旧し、又は入港する。

※1 警戒体制（第一体制）については、気象庁が発表する海上暴風警報以下の基準（海上強風警報等）については、その発令頻度等を勘案すると現実的でないことから発出しないこととする。

※2 避難の対象船舶は、上記（1）台風の場合と同様

※3 那覇港港域外とは、港則法に基づく那覇港の港域の外をいう。(海図上の港界線外)

(4) 南海トラフ地震臨時情報の場合

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、港長は下表の区分による体制を執るべきことを勧告するものとする。

区 分	措 置
【情報伝達】 南海トラフ地震臨時情報（調査中）」又は 「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」 が発表された時	今後の気象庁の発表に留意すること
【南海トラフ地震注意（注意喚起）】 「南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）」 が発表された時（発表期間 1 週間）	南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと
【南海トラフ地震警戒強化（勧告）】 「南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）」 が発表された時（発表期間 1 週間）	① 在泊船は、避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認 ・岸壁管理者の対応の確認 ・荷主企業等の対応の確認 ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認 ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること ② 自主的な避難行動をとること ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用出来ない、荷役作業が出来ない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

(ア) 南海トラフ地震の想定震源域またはその周辺でマグニチュード（以下「M」という。）6.8以上の地震が発生または南海トラフの想定震源域のプレート境界で通

常と異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合は、気象庁から南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

- (イ) (ア) の情報が発表された後、発生した現象について評価を行うため、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催され、その評価結果を受け、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」（以下「巨大地震警戒」という。）（※１）や「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」（以下「巨大地震注意」という。）（※２）が発表される。

なお、巨大地震警戒又は巨大地震注意のいずれの発表条件を満たさなかった場合は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表されます。

※１ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合に発表

※２ 後発地震が発生しないまま巨大地震警戒が巨大地震注意に切り替えられた場合、南海トラフ地震の想定震源域またはその周辺でM7.0以上の地震が発生した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）や想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合に発表

- (ウ) (イ) の巨大地震警戒又は巨大地震注意の発表後、地震活動や地殻変動の状況について、適宜気象庁から「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

ただし、地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあることに留意が必要。

3. 管制区域（那覇水路）への入港

那覇港の管制区域（那覇水路）へ入港しようとする 500 トン（総トン数の定めのない船舶は全長 55 メートル）以上の船舶は、避難体制の解除がなされた後、速やかに入港予定日時を港長に報告し、港長の指示した時刻に管制信号に従って管制区域（那覇水路）へ入域するものとする。

4. 体制の周知・連絡要領

体制の発出・解除は、下表の手段・方法により周知・連絡するものとする。

周 知 ・ 連 絡 要 領	
手 段	方 法
ファックス メール 電話	ファックス及びメールにより通報される。ファックス等での通報ができない場合は、別図「那覇港台風及び津波対策情報伝達系統図」により電話通報される。

無線	第十一管区海上保安本部救難課運用司令センター（おきなわほあん）から各船あて放送される。
AIS 通信	第十一管区海上保安本部から AIS 搭載船に対してメッセージが送信される。
海の安全情報 掲載	第十一管区海上保安本部「海の安全情報（沿岸域情報提供システム）」に掲載される。
巡視船艇	那覇海上保安部所属巡視船艇が港内を巡回し、サイレンにより注意喚起のうえ、拡声器で情報が伝えられる。

※ 津波来襲までの時間的余裕、又は津波・停電等による機能不全により、上記の手段が取れないこともあるため、テレビ・ラジオ等により積極的に情報収集を行うこと

附 則

昭和 6 0 年 7 月 1 日	制 定
平成 1 5 年 6 月 4 日	一部改正
平成 1 7 年 3 月 1 6 日	一部改正
平成 1 9 年 6 月 2 6 日	一部改正
平成 2 0 年 6 月 2 5 日	一部改正
平成 2 1 年 6 月 9 日	一部改正
平成 2 2 年 6 月 3 0 日	一部改正
平成 2 4 年 6 月 1 3 日	一部改正
平成 2 5 年 6 月 2 7 日	一部改正
平成 2 6 年 7 月 2 2 日	一部改正
平成 2 7 年 6 月 2 2 日	一部改正
平成 2 8 年 6 月 8 日	一部改正
平成 3 0 年 6 月 5 日	一部改正
令和 元 年 5 月 2 9 日	一部改正
令和 2 年 6 月 1 6 日	一部改正
令和 3 年 6 月 2 8 日	一部改正
令和 4 年 6 月 2 3 日	一部改正
令和 5 年 6 月 3 0 日	一部改正
令和 7 年 7 月 2 日	一部改正